

## 1 登録業者の状況

- 東京都知事登録の貸金業者数は全国と同様に減少傾向にあります。

### ●登録業者数の推移(各年度末実数)

単位:者(社)

年 度	14年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
東京都	6,983	573	566	556	549	544
全国	26,281	1,926	1,865	1,770	1,716	1,647
都道府県知事登録	25,352	1,634	1,580	1,485	1,435	1,372
財務局登録 ※	929	292	285	285	281	275

※ 複数の都道府県に営業所を設置している貸金業者については、財務省の出先機関である財務局に登録されます。

## 2 行政処分の状況

### ●行政処分の種類別件数の推移

単位:件

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
登録取消し処分	2	0	0	0	1
違反情状の特に重いもの	1	0	0	0	0
欠格条項に該当するもの	0	0	0	0	1
所在不明によるもの	1	0	0	0	0
業務停止処分 ※1	5	9	4	7	3
業務改善命令 ※2	2	10	12	7	4
行政処分総件数	9	19	16	14	8

※1 業務停止処分は、帳簿の備付け義務違反、利息・保証料等に係る制限等の義務違反などに対するもの

※2 業務改善命令は、返済能力の調査義務違反、過剰貸付け等の禁止違反などに対するもの

## 3 苦情・相談の状況

### ●苦情・相談件数の推移

単位:件

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
苦情・相談件数	3,407	3,196	2,628	1,877	1,477

### ●苦情・相談の主な内容

- ・登録照会に関するもの 612件 (うち、無登録(ヤミ金)と判明したもの521件)
- ・契約内容 63件
- ・金利に関するもの 26件
- ・保証金詐欺 14件
- ・広告・勧誘(詐欺以外) 13件
- ・債務整理 12件

## 電話による相談事例

### 1 登録業者に関するもの

(事例)

- 車を担保に融資を受けました。3ヶ月ごとに契約書を作成し、その都度手数料を取られています。業者の態度も威圧的な時があり、手数料について質問したくても立場が弱いので言い出せません。どうしたものでしょうか。  
(男性、年齢・職業不詳)

●相談者から内容をよくお聞きし、業者への立入検査を実施しました。その結果、利息・保証料等に係る制限等義務違反などが判明し、当該業者を業務停止処分としました。

### 2 ヤミ金融に関するもの

(事例1)

- 融資勧誘のファックスが届き、低金利で返済が長期だったので融資を申し込みました。業者から「あなたの信用を調べますから、手数料として20万円を振り込んでください。」と言われ、指示された口座に振り込みましたが、時間がたっても何も連絡がありません。おかしいと思い、実際にある業者か調べてもらいたくて電話しました。  
(男性、年齢不詳、自営)

(事例2)

- 学費等で90万円が必要になり、インターネットで検索した貸金業者に融資を申し込んだところ、担当者から保証金がないと貸せないと言われ、指定された口座に言われるがまま繰り返しお金を振り込み、最終的に合計16万円を振り込みました。しかし、今日まで融資を実行されていません。どうしたらよいのでしょうか。  
(女性、20代、専門学校生)

●融資実行前に保証金や事務手数料等、金銭の振り込みを要求することは詐欺の疑いがあります。また、一方的に本人の口座に金銭を振り込んで返済を迫る押し貸しや無登録業者が本人名義の銀行カードやクレジットカードを担保として要求する行為などは、ヤミ金融の手口といえます。都は相談者に対し、地元警察署に事情を説明するようアドバイスするとともに、警視庁へも情報提供を行いました。

●貸金業者が契約前に金銭を受け取ることは原則ありません。少しでも疑わしいと思われる行為があった場合は、都の相談窓口にご連絡ください。  
(03-5320-4775)